

承 第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度吉野町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

平成25年10月15日提出  
吉野町長 北岡 篤

専決処分理由

予算の調製に急を要した為、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分した。



## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成25年度吉野町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を専決処分する。

平成25年10月1日

吉野町長 北岡 篤



平成 25 年度

吉野町簡易水道事業特別会計補正予算書

( 第2号 )

奈良県吉野町



## 平成25年度吉野町簡易水道事業特別会計補正予算第2号

平成25年度吉野町簡易水道事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ400,883千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年10月1日専決  
吉野町長 北岡 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
4 繰入金	
	1 繰入金
6 諸収入	
	1 諸収入
歳入	合計

歳出

款	項
1 簡易水道費	
	2 衛生費
歳出	合計



(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
37,232	3,500	40,732
- 37,232	3,500	40,732
361	1,000	1,361
300	1,000	1,300
396,383	4,500	400,883

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
354,067	4,500	358,567
311,084	4,500	315,584
396,383	4,500	400,883



## 歲入歲出予算事項別明細書



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	37,232	3,500	40,732
6 諸収入	361	1,000	1,361
歳入合計	396,383	4,500	400,883

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道費	354,067	4,500	358,567
歳出合計	396,383	4,500	400,883

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	4,500	0
0	0	4,500	0





# 入 歳

2 歳 入

(款) 4 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一 般 会 計 繰 入 金	35,232	3,500	38,732
計	37,232	3,500	40,732

(款) 6 諸 収 入

(項) 1 諸 収 入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑 入	300	1,000	1,300
計	300	1,000	1,300
歳 入 合 計	396,383	4,500	400,883

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	3,500	・ 吉野第一簡易水道（三津）繰入金 1,500 ・ 吉野第一簡易水道（喜佐谷）繰入金 2,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 雑入	1,000	・ 吉野第一簡易水道（三津）雑入



歲 出

3 歳 出

(款) 1 簡易水道費

(項) 2 衛 生 費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 水道管理費	57,534	4,500	62,034			4,500	
計	311,084	4,500	315,584			4,500	
歳出合計	396,383	4,500	400,883			4,500	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
15 工事請負費	4,500	◎吉野第一簡易水道管理事業（三津） 2,500 15 工事請負費 2,500 ・工事請負費
		◎吉野第一簡易水道管理事業（喜佐谷） 2,000 15 工事請負費 2,000 ・工事請負費